

新型コロナウイルス感染症に 関連する人権の配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染された方々やその家族、医療機関関係者、外国人の方等に対する不当な差別、偏見、いじめ、SNS等における誹謗中傷等は、許されるものではありません。

正しい情報に基づき、人権意識をもって、冷静に行動していただきますようお願いします。

ひとりで悩まず、ご相談ください。

◆みんなの人権110番（法務局）

0570-003-110

【日時】平日8時30分～17時15分

◆子どもの人権110番

0120-007-110

【日時】平日8時30分～17時15分

◆外国語人権相談ダイヤル

0570-090911

【日時】平日9時00分～17時00分

◆上記の相談窓口については、祝日、年末年始を除きます。

※心配なことや相談等がありましたら、つぎの相談窓口をご利用ください。

一般電話相談窓口（フリーダイヤル）TEL 0120-109-410 FAX 088-621-2841

※次のページも参照ください。

厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

徳島県 <http://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/kansensho/5034012/>



吉野川市市民部 人権課 TEL-22-2229・FAX22-2260